

むつ市農業委員会第 7 4 7 回総会議事録

1. 開催日時 平成 2 9 年 7 月 1 1 日（火）午前 1 0 時 5 0 分から午前 1 1 時 5 分
2. 開催場所 むつ市役所大会議室 A
3. 出席委員（2 6 名）

議 席	役 職 名	氏 名
1	農 業 委 員	北 川 岩 男
2	〃	青 木 明
3	〃	杉 山 重 一
4	〃	菊 池 秀 藏
5	〃	坂 本 正 一
6	〃	畑 中 光 政
7	〃	蛭 名 修 一
8	〃	柏 谷 均
9	会 長	立 花 順 一
1 1	農 業 委 員	菅 原 靖 博
1 2	〃	工 藤 輝 雄
1 3	〃	村 口 鉄 雄
1 4	〃	野 里 岩 雄
1 5	〃	嶋 影 秀 子
1 6	〃	向 川 則 勝
1 7	〃	林 忠 久
1 8	〃	小 林 義 顯
2 0	〃	福 永 忠 雄
2 2	〃	村 口 利 光
2 3	〃	杉 山 武 美
2 4	〃	本 山 日 満 夫
2 5	〃	柴 田 峯 生
2 6	〃	中 嶋 寿 樹
2 8	〃	板 井 弘 已
2 9	〃	立 花 幸 雄
3 0	〃	水 戸 隆 璽

4. 欠席委員（2 名）

議 席	役 職 名	氏 名
1 0	農 業 委 員	鴨 田 輝 雄
1 9	〃	柳 澤 都 市 秋

5. 議事の概要

日 程 第 1	会議録署名委員の指名
日 程 第 2	会期の決定
議案第 1 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 2 号	非農地証明交付申請について
議案第 3 号	むつ市農業委員会会議規則の一部改正について
報 告 事 項	農地の転用事実に関する照会について その他

6. 会議に従事した職氏名

局 長	寺 島 誠
次 長	金 浜 達 也
主 査	石 橋 雅 美
主 事	種 市 大 輝
臨時職員	晴 山 亜梨沙

7. 会議録署名委員

4 番 菊 池 秀 藏

5 番 坂 本 正 一

8. 会議記録者

農業委員会事務局 主査 石 橋 雅 美

9. 会 議 の 概 要

議長	ただいまから、むつ市農業委員会第747回総会を開催いたします。 ただいまの出席委員は、28名中26名で定足数に達しております。 本日、10番鴨田委員、19番柳澤委員より、欠席の旨通告がありましたのでご報告いたします。 これより、本日の会議を開きます。 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第43条の規定により議長において、4番菊池委員、5番坂本委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の石橋主査を指名いたします。 日程第2、会期の決定を行います。 本総会は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	ご異議がないので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたします。 それでは、議案審議に入ります。 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議題に供します。 事務局より説明願います。
事務局	議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。 受付第1号、申請地は大畑町下川原158番1、面積2,574㎡であります。 申請地は、貸付人世帯が耕作してきたものであります。借受後はいちごの栽培地として利用するものであります。 調査につきましては、6月23日 畑中委員、柏谷委員、本山委員、事務局により許可申請による調査をした結果、農地法第3条第2項各号に該当は認められず、特に問題はないと思われま。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
本山委員	議案第1号、受付第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明どおり、特に問題となることはありません。
議長	説明が終わりましたので、議案第1号について質疑を許します。 質疑ございませんか。
各委員	(異議なしの声)

議長	質疑がありませんので、議案第 1 号は原案のとおり承認いたしました。 次に、議案第 2 号、非農地証明交付申請について、2 件を議題に供します。事務局より説明願います。
事務局	議案第 2 号、非農地証明交付申請についてのうち、受付第 1 号についてご説明いたします。 申請地は若松町 2 7 番 3 号、地目は畑、面積 3 3 1 m²であります。 調査につきましては、6 月 2 6 日 工藤委員、林委員、事務局で調査した結果、周辺は住宅地としてすでに整備されており、農地として復元しても継続して利用する事ができないと見込まれるため、非農地相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
工藤委員	議案第 2 号、受付第 1 号ですが、事務局の説明どおり非農地であると見込まれ、特に問題になることはありません。以上です。
議長	説明が終わりましたので、受付第 1 号について質疑を許します。 質疑ございませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	質疑がありませんので、受付第 1 号は原案のとおり承認いたしました。 続きまして、受付第 2 号について審議いたします。 事務局より説明願います。
事務局	それでは、受付第 2 号についてご説明いたします。 申請地は大畑町観音堂 4 3 番 1 号、地目は畑、面積 4 6 4 m²であります。 調査につきましては、6 月 2 3 日 畑中委員、柏谷委員、本山委員、事務局で調査した結果、周辺は住宅地としてすでに整備されており、農地として復元しても継続して利用する事ができないと見込まれるため、非農地相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
畑中委員	議案第 2 号、受付第 2 号の補足説明をいたします。 6 月 2 3 日、現地確認をいたしました。事務局の説明どおり、非農地であると見込まれ、特に問題はないと思われます。以上です。
議長	説明が終わりましたので、受付第 2 号について、質疑を許します。 質疑ございませんか。

各委員	(異議なしの声)
議長	質疑がありませんので、受付第２号は原案のとおり承認いたしました。 続きまして、議案第３号、むつ市農業委員会会議規則の一部改正についてを議題に供します。事務局より説明願います。
事務局	それでは、議案第３号、むつ市農業委員会会議規則の一部改正について、ご説明いたします。 本議案は農業委員会等に関する法律が改正されたことに伴い、むつ市農業委員会会議規則について、所要の改正をするものであります。 改正の内容につきましては、農業委員の選任が、選挙制から市町村長の任命制となったことから、文言を資料のとおり改正するものであります。
議長	説明が終わりましたので、議案第３号について、質疑を許します。 質疑ございませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	質疑がありませんので、議案第３号は原案のとおり承認いたしました。 続きまして、農地の転用事実に関する照会について２件、報告事項があります。事務局より説明願います。
事務局	報告第１号から２号、農地の転用事実に関する照会について、ご説明いたします。 報告第１号、申請地 大字関根字南関根２０１番２、地目は畑、面積１，８４３㎡、調査につきましては、６月２６日、蛭名委員、杉山武美委員、事務局で調査した結果、農地として復元しても継続して利用する事ができないと見込まれるため、非農地と回答いたしました。 報告第２号、申請地 大字田名部字内田４２番１７６、地目は田、面積２，２０８㎡、調査につきましては、６月２６日、工藤委員、林委員、事務局で調査した結果、相当年数以前から耕作されておらず、農地として著しく復元困難であるため非農地と回答いたしました。 以上で説明を終わります。
議長	以上で本日の議案審議及び報告事項はすべて終了しました。 これをもちまして、むつ市農業委員会第７４７回総会を閉会します。 お疲れ様でした。

１０．会議録署名委員

会議録署名委員 菊 池 秀 藏

会議録署名委員 坂 本 正 一